

新潟県建築士会CPD制度実施要領

建築士会CPD制度の実施にあたっては社団法人日本建築士会連合会（以下、「連合会」という。）CPD規則（以下、「規則」という。）第25条第1項により社団法人新潟県建築士会（以下、「本会」という。）が行う事務処理の方法等についてはこの実施要領による。

第1条 CPD参加者の区分

会 員 本会定款第7条に規定する会員、準会員及び賛助会員（個人又は団体）をいう。
非会員 前項以外の個人又は団体をいう。

第2条 CPD制度参加者の申請書の提出方法

1 規則第4条第1項第1号によりCPD制度に参加しようとする者は、建築士会CPD制度参加登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入して次の初期登録費用を添えて本会事務局（本会が別に指定する支部にあつてはその支部の事務局）に提出する。

初期登録費用

会 員 無 料
非会員 1,000 円

2 本会事務局は提出された申請書の内容をデータ化して連合会に送付する。

第3条 申込書の受付期間

1 規則第4条第1項第2号の申請書の受付は次の休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (4) お盆（8月14日から8月16日までの日）
- (5) 創立記念日（毎年12月15日）
- (6) 前各号のほかやむを得ない事情によりあらかじめ本会会長が指定した日

2 支部の事務局に提出する場合は前項によらないことがある。

第4条 CPDカードの発行

規則第4条第3項によりCPDカードの発行を希望する者はCPDカード発行申込書（様式第1号）に必要事項を記入して別に次の費用を添えて申し込む。なお、非会員については必ずCPDカードの発行を受けなければならない。

カード発行費

会 員 700 円
非会員 1,500 円

第5条 CPD単位のデータ管理費の納入方法

1 規則第5条のCPD単位のデータ管理費として毎年度（年度末を期限とする）1回、次の費用を本会事務局に納入する。

データ管理費

会 員 500 円
非会員 3,000 円

2 会員のデータ管理費の納入方法は本会会費納入時に併せて行う。

第6条 登録内容の変更

規則第6条によりCPD参加者は規則第4条の登録内容に変更があった場合は、変更申請書（様式第1号）に必要事項を記載して本会事務局に提出する。

第7条 登録の取消し

- 1 規則第7条第1項により規則第4条による登録の取消しを届け出るときは、その旨を記載した登録取消し届け（様式第2号）にCPDカード（CPDカードの発行を受けた者に限る）を添えて本会事務局に提出する。
- 2 規則第7条第2項又は第3項により、登録を取り消された者はCPDカード（CPDカードの発行を受けた者に限る）を速やかに本会事務局に返納する。

第8条 研修プログラムの認定申請

- 1 規則第9条のプロバイダーによる研修プログラムの認定申請はCPDプログラム認定申請書（様式第3号）に必要事項を記入して次の認定申請料を添えて本会事務局又は連合会事務局に提出する。

認定申請料

会 員 無料

非会員 5,000 円

- 2 規則第10条のCPD参加者による研修プログラムの認定申請はCPDプログラム認定申請書（様式第3号）に必要事項を記入して次の認定申請料（申請者が複数の場合はその人数を乗じた額）を添えて本会事務局に提出する。

認定申請料

会 員 500 円

非会員 1,500 円

第9条 プロバイダーの登録申請

規則第11条第4項によりあらかじめ連合会又は本会にプロバイダー登録を行う場合はCPDプロバイダー登録申請書（様式第4号）に必要事項を記入して次の登録料を添えて本会事務局又は連合会事務局に提出する。

登録料

会 員 無料

非会員 50,000 円

第10条 研修プログラムの認定

- 1 第8条により申請のあった研修プログラムの認定にあたっては、規則第13条第1項により審査し、認定する。
- 2 会員が第8条第2項の認定申請を行う場合で、当該申請に係るプログラムの内容に特に疑義がないものについては前項によらないで会長が認定することができる。

第11条 データの登録

本会が認定した研修プログラムの履修名簿の送付を受けたときは、そのデータを連合会に送付する。

第12条 CPD単位の証明

- 1 規則第16条によりCPD参加者がCPD実績証明書の交付を希望する場合、CPD実績証明交付申請書（様式第5号）に次の手数料を添えて本会事務局に申し込む。

交付手数料

会 員 1通あたり 500 円

非会員 1通あたり 1,000 円

- 2 事務局は交付申請書の提出があった場合、連合会の登録データをもとにCPD実績証明書を交付する。

第13条 審査評議会

- 1 本会に規則第19条に定めるプログラム審査評議会を置く。
- 2 プログラム審査評議会はこの要領第9条の研修プログラムの認定を行う。

(附則)

- 1 この要領は平成22年10月1日から施行する。
- 2 平成22年9月30日までに本会の実施したCPD制度の参加者（会員に限る）は第5条のデータ管理費の納入を平成24年度まで免除する。